

特定非営利活動法人YNF 内部通報システム（ホットライン）に関する規程

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、内部通報システム（ホットライン）（以下、「ホットライン」という）の運用・管理等に係る基本事項を定めることにより、特定非営利活動法人YNF（以下、「当法人」という）の役員または従業員による法令、社内規定および社内外のルールに対する違反またはそのおそれのある行為（以下、「不正行為等」という。）に関し、従業員等から通報を受け、適正に処理する仕組みを整備し、不正行為等の早期発見、是正を行ない、当法人のコンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 ホットラインとは、当法人の従業員等が、業務に関連して不正行為等を発見した場合に、社内の指揮命令系統を介さずに、次条に定める受付窓口に対して直接、通報することができる仕組みをいう。

（所管）

第3条 ホットラインは、コンプライアンス担当役員（以下、「担当役員」という）が所管し、ホットラインに対する通報の受付窓口となるとともに、ホットラインの運用・保守・管理等を行なうものとする。

（利用の方法）

第4条 ホットラインの利用は担当役員が定める方法によるものとし、窓口を外部の第三者機関に設ける。

（利用者の範囲）

第5条 ホットラインを利用することができる者は、当法人の役員、従業員、派遣社員等（以下、「従業員等」という。）とする。

(利用条件)

第6条 従業員等は、不正行為等を発見したときに、ホットラインを利用することができる。なお、虚偽、他人を誹謗中傷する通報その他、不正な目的でホットラインを利用してはならない。

第2章 通報処理体制

(受付)

第7条 ホットラインの利用は実名によるもののほか、匿名によるものも受け付ける。

(調査)

第8条 通報に対しては、事案ごとに担当役員及び関連する部門のメンバーからなる調査チームを編成し、速やかに調査にあたる。

(是正措置)

第9条 調査の結果、通報された不正行為等が事実であると判明したときは、当該不正行為等に関して責任のある部門は、担当役員と協議のうえ、速やかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

(通知)

第10条 実名の利用者に対しては、通報内容に関する調査結果ならびに処理結果につき、通報において不正行為等に関わっていると指摘された者（以下、「被指摘者」という。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知をしなければならない。

(社内処分)

第11条 調査の結果、不正行為等が事実であると判明したときは、当該行為に関与した者は、就業規則等に従い処分する。

第3章 関係者の責務

(利用者の保護)

第12条 利用者の氏名および属性は、代表理事および担当役員以外に開示しない。ただし、調査にあたり調査チームに利用者の氏名および属性の開示が必要な場合には、利用者の同意を得たうえで開示する。

2. 当法人は、従業員等がホットラインを利用したことを理由に不利益な取り扱いを行わない。
3. 当法人は、従業員等がホットラインを利用したことを理由にその職場環境が悪化しないよう対処する。
4. 当法人は、利用者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行なった者（利用者の上司、同僚を含む）を、就業規則等に従い処分する。

(情報の保護)

第13条 通報された内容および調査で得られた情報は、利用者および被指摘者が、正当な理由なく不利益な取り扱いを受けることの無いよう別途定める管理要領に従い管理する。

(通報対応者の責務)

第14条 代表理事、担当役員および調査にあたる調査チームメンバーは、事案のいかんにかかわらず、本規程の趣旨に則り真摯に対応しなければならない。

附則

1. 施行日 令和3年4月1日

(令和3年3月18日理事会決議)